

WEB履修に関するFAQ

Q パスワードを忘れてしまいました。

A ログインには、Meiji ID 認証パスワード（「Oh-o! Meiji」で利用するパスワードのこと）が必要です。忘れてしまった場合は至急所属している学部事務室にて再発行の手続きをしてください。

Q パスワードを何度入力してもログインできません。

A 学生番号及びパスワードは、すべて半角で入力しなければなりません。また、英文字は大文字と小文字を区別して入力をする必要があります。入力仕様をよく確認してください。

Q 時間割表に載っている科目を登録しようとしたのですが、画面上に表示されません。

A 所属学部、学年、カリキュラムによって履修できない科目は表示されません。その科目が本当に履修できる科目なのかもう一度確認してください。履修できるはずの科目が表示されない場合は、資格課程事務室まで申し出てください。

Q 登録したはずの科目が登録されていません。

A 科目選択後、「登録実行ボタン」を押しましたか？もう一度登録してください。

Q 削除したはずの科目が消えていません。

A をはずしたあとに「講義選択」ボタンを押さないと、科目は削除されません。もう一度登録し直してください。

Q 通年で開設されている科目を登録するにはどうすればよいのですか？

A 通年科目は、「春学期」のみ登録することができます。希望する通年科目の曜日と時限を選択すると科目が表示されますので登録をしてください。なお登録をすると自動的に秋学期の当該コマにも登録されます。

Q 事前申請科目（「情報サービス演習A」等）を削除することができません。

A 「情報サービス演習A」等の事前申請科目は削除することができません。削除を希望する場合は、履修修正期間に必ず手続きを行ってください。（修正期間の日程はOh-o! Meijiでお知らせします。）

Q 教職課程の科目を卒業要件単位に含めて履修登録したい場合はどうすればよいですか？

A 学部によって取扱いが異なります。資格課程シラバス（履修の手引）P65～78にて確認してください。なお、卒業要件単位に算入できる単位数は決まっています。上限を超えないようによく確認して登録してください。

Q 大学内のパソコンを利用するにはどうすればよいですか？

A 各キャンパスで手続が異なります。利用可能な日時、教室及び端末等利用に関する詳細は、各キャンパスのメディア支援事務室窓口で確認してください。

資格課程の履修に関するFAQ

履修相談の際に、多く質問があった項目について、Q&Aの形式で回答を載せます。いずれの回答も明治大学で履修することを前提としていることに留意してください。

(1) 全課程共通

Q 資格課程登録ガイダンス動画を視聴しないと、資格課程を履修することはできないのでしょうか？

A できません。授業開始より前に行われる資格課程登録ガイダンス動画を必ず視聴して履修料の振込をしなければなりません。

Q 5つのすべての課程（教職、学芸、社教、司書、司書教諭）を履修することは可能ですか？

A 可能です。ただし、履修する課程が増えればその分だけ履修科目が増えますので、非常に大きな負担がかかることに留意してください。5課程すべてを修了する学生は例年、全学で2~3名程度です。

Q 資格課程開設の科目は、資格課程で履修登録すればよいのでしょうか？

A そのとおりです。資格課程の時間割に記載されている科目は、資格課程履修登録期間内に、明治大学教務システムから履修登録してください。

Q 秋学期に開講する科目を秋学期の最初に履修登録することはできますか？

A 秋学期科目の履修修正を秋学期に受け付けます。一部科目は春学期のみの登録となります。詳細については、7月頃に0h-o! Meijiでお知らせします。

Q 資格課程の科目と学部の科目の時間割が重複した場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A どちらの科目を履修するかは各人の判断になりますが、4年間で卒業することを最優先に考えるのであれば、学部の必修科目と重複した場合は、学部の必修科目を優先し、資格課程の科目は次年度以降に履修した方がよいと思われます。

Q 資格課程の必修科目は、3・4年次に多くありますが、就職活動等に影響が出ることはありませんか？

A 影響がないとは言えません。そのため、しっかりとした計画をたてたうえで履修するのはもちろんですが就職活動と資格課程の授業のどちらを優先するか事前に決めておく必要があります。

Q 和泉に在籍している学生ですが、資格課程の科目は和泉キャンパスで開設している授業しか履修できないのでしょうか？

A 他キャンパスで開設されている科目も履修することができます。ただし、配当年次及びキャンパス間の移動時間をよく注意したうえで履修計画をたててください。(P9参照)

Q 資格課程の科目の単位数は1年間に履修できる単位数の上限に含まれるのでしょうか？

A 原則として含まれません。ただし、卒業要件単位に算入する科目として履修した場合については、履修上限単位に含まれる場合と含まれない場合があります。学部によって取扱いが異なりますので、所属学部事務室で確認してください。

Q 自分が所属している学部によっては、資格課程の科目を卒業要件単位に含めて履修できると聞きました。その場合、学部のどの分野に算入されるのですか？

A 算入される分野は学部によって異なります。各自所属学部の事務室で確認してください。

Q 同一名称科目を春学期と秋学期で履修することはできますか？

A 同時に履修登録することはできません。春学期か秋学期のどちらかを登録してください。

Q 複数の課程にある同一名称の科目（例：生涯学習概論）は、一度単位修得すればよいのでしょうか？

A そのとおりです。複数の課程に共通している科目は、一度単位修得すれば大丈夫です。

Q 1年次に教職課程を履修していましたが、2年生に進級した際に課程の履修を継続しませんでした。しかし、4年次から履修を再開しようと考えています。その場合、再度資格課程登録ガイダンス動画を視聴し、履修料を支払う必要がありますか？

A ともに必要ありません。ただし、新たにその他の課程を履修したい場合は、新規受付開始前の資格課程登録ガイダンスを視聴する必要があります。

Q 資格課程科目等履修生制度とは何ですか？

A 資格課程科目等履修生制度とは、大学を卒業した者が本学に開設されている5つの課程（教職、学芸員養成、社会教育主事、司書、司書教諭）の授業科目を履修・単位修得することによって、それぞれの資格取得要件を満たすことができるという制度のことです。大学院生が資格課程の履修を希望する場合も、この制度を利用して履修することになります。

Q 内部編入・転科をした場合の注意事項は何かありますか？

A 本学内で内部編入等をした場合については、前所属学部の「成績証明書」及び「単位認定科目一覧」を持参のうえ、資格課程の履修相談日に必ず来室してください。

Q 留学をする場合の注意事項は何かありますか？

A 留学前（できるだけ早い時期）に必ず資格課程事務室に申し出て、指示を受けてください。この事前の手続きを行わない場合、帰国後に資格課程の履修ができないこともあるので注意してください。

Q メディア授業とはなんですか？

A 資格課程開設の一部の科目でOh-o!Meijiを利用して行う「メディア授業」を開講しています。授業は、決められた期間内にパソコン等からインターネット利用してOh-o!Meijiにアクセスし、映像コンテンツを視聴します。P12を参照し、履修を検討してください。

Q 休学及び退学を考えている場合の注意事項は何かありますか？

A 休学及び退学を考えている場合は、手続きの時期により成績の取扱いが異なる場合もあるので、事前に所属学部事務室及び資格課程事務室に相談してください。

(2) 教職課程

①教育職員免許状（教員免許状）関連

Q 小学校の教員免許状を取得したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A 明治大学では小学校の教員免許状を取得することはできません。このため、小学校教諭になることを目指す人の多くは、本学卒業後に小学校の教員免許状が取得できる他大学へ編入学して小学校の教員免許状を取得しているようです。

Q 一種免許状と専修免許状の違いは何ですか？

A 一種免許状とは、所定の免許要件を満たした上で、学部を卒業することで取得できる免許状です。一方、専修免許状は、一種免許状を基礎にして、大学院で所定の単位を修得し、修了することで取得できる免許状です。つまり、専修免許状は一種免許状の上位の免許状です。現在の教員採用試験において必要とされる免許状は、一種免許状がほとんどであり、専修免許状が求められることは非常に稀ですが、専修免許状を有していると、教員として採用された後、昇格試験等の際に有利に働くこともあります。

Q 教員免許状は1年間の履修で取得できるのでしょうか？

A できません。本学の教職課程は、教員免許状の取得までに最短で2年間かかります。このため、時間割の都合がつけば、3年生から履修を開始しても在学中の取得は可能ですが、本学の教職課程は4年間の履修を基本としたカリキュラムが組まれていますので、2年間で教員免許状の取得を目指すことは、非常に負担が大きいと思われるます。

Q 高校の教員免許状のみ希望していますが、中学校の教員免許状も取得しておいた方がよいのでしょうか？

A 教員を志望しているのであれば、中学校と高校の両方の教員免許状を取得した方がよいでしょう。教員採用試験出願条件が、中学校・高校、両方の教員免許状を有している人に限る場合があるからです。

Q 教員免許状を卒業するまでに取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか？

A 可能です。卒業後、資格課程科目等履修生となることで不足している科目を履修し、教員免許状の取得を目指すことができます。（ただし、履修人数制限のある科目は、履修できないこともあります。）

Q 教員免許状を取得するためには、何か手続きを行う必要はありますか？

A 教員免許状は、「大学」が交付するものではなく、都道府県の「教育委員会」が交付します。大学が取りまとめて申請手続きを行うので、卒業式当日に免許状の取得を希望する場合は一括申請の手続きを行ってください。手続きについては、掲示等でお知らせします。

Q 卒業後に教員として採用される可能性はどのくらいですか？

A 令和4年度実施の教員採用試験の全国平均競争倍率は、中学校が約4.7倍、高等学校が約5.4倍でした（文部科学省）。近年は、定年退職者の増加により大量採用が続く（特に大都市圏）、競争倍率は以前と比べるとかなり低くなっています。

②履修関連（全般）

Q 今のところ教員になるつもりはないのですが、教職課程を履修してよいのでしょうか？

A 履修することは可能です。ただし、何の目的も持たずに漠然と履修することは、時間の無駄になる可能性があるので注意してください。明確な目的意識をもって履修するようにしてください。

Q 教職課程の履修を途中でやめた場合、何か不利になることはありませんか？

A 卒業要件単位に算入する科目として登録した場合、GPAに関係してくる場合があります。GPAの対象科目となるかは学部によって取扱いが異なりますので、所属学部事務室で確認をしてください。

Q 1年次のうちに履修しておいた方がよい科目はありますか？

A 各科目はそれぞれの履修開始年次に履修するのが理想的です。つまり、1年生から履修できる科目はできるだけ1年次に履修するのが望ましいのですが、卒業をしなければ教員免許状は取得できませんので、まずは学部の必修科目を優先し、空いた時間で教職課程の科目を履修することをお勧めします。なお、教職課程履修プロセス（P27）も参考にしてください。

Q 1年生が履修開始年次となっている科目を、2年次以降に履修することはできますか？

A できます。

Q 時間割に春学期と書かれている科目は、春学期で終了するのですか？

A そのとおりです。

Q 希望するクラスを受講できない場合がありますか？

A あります。履修人数制限のある科目は、抽選や先着順受付等を行う場合があります。「教育実習」「情報メディアの活用」です。これらの科目の履修登録方法については、掲示でお知らせしますので、見落としのないように注意してください。その他、履修登録者数が非常に多いクラスについては、抽選を行う場合があります。

Q 卒業要件単位として履修できる科目は、卒業要件単位に含めた方がよいのでしょうか？

A 各人の判断によります。学部によって異なりますが、卒業要件単位として履修すると、その分だけ他の科目を履修しなくても卒業できるというメリットがある反面、年間の履修上限単位に含まれてしまうために、学部科目の履修が制限されるというデメリットが生じることがあるので注意してください。

Q 資格課程の科目で卒業要件単位にカウントすることができる単位数の上限は、1年間の上限ですか？それとも4年間の上限ですか？

A 在学中（4年間）での上限単位になります。仮に、2年生までに卒業要件単位に含むことのできる上限単位数に達した場合、3年生以降は、卒業要件単位にカウントする方法での履修はできません。

Q 編入した場合の注意事項は何かありますか？

A 編入の際の学部の単位認定は、あくまでも「卒業要件単位」としての認定であって、「教員免許状取得要件」としての認定ではありません。編入した人は、履修前の所定の履修相談日に、資格課程による履修指導を必ず受けて、既修得科目（卒業要件単位として認定された科目を含む。）のうち、どの科目が教員免許状取得要件として使用できるのか確認してください。

③【教職専門科目】（「教職に関する科目」（2018年度以前入学者））

Q 「道徳教育の理論と実践」はどのようにカウントされるのでしょうか？

A 「道徳教育の理論と実践」は、中学校の教員免許状取得要件としては、2019年度以降入学者は[教職専門科目]、2018年度以前入学者は「教職に関する科目」としてカウントされ、高校の教員免許状取得要件としては、2019年度以降入学者は『大学が独自に設定する科目』、2018年度以前入学者は「教科又は教職に関する科目」の単位としてカウントされます。中学校・高校で、計上される法定区分が異なりますので注意してください。

Q 「特別支援教育概論（2016年度以降入学者）／障害児教育論（2015年度以前入学者）」は履修した方がよいのでしょうか？

A 特別支援教育概論（2016年度以降入学者）／障害児教育論（2015年度以前入学者）は、介護等体験の前提科目になっています。2年生で介護等体験を行いたい場合は、介護等体験の前年度までにこの科目を履修して単位修得しておく必要があります。なお、2018年度以前入学者の特別支援教育概論／障害児教育論は教科又は教職に関する科目内にあります。

④ 『教科に関する専門的事項』に関する科目（「教科に関する科目」（2018年度以前入学者））

Q 『教科に関する専門的事項』に関する科目（「教科に関する科目」（2018年度以前入学者））は、免許法施行規則に定める科目区分のうち、1つを選択して修得すれば良いのですか？

A 違います。全ての分野の条件を満たした上で、20単位以上修得しなければなりません。例えば、日本史の教員になりたいと思っても、「日本史」だけの教員免許状はありません。教員免許状は、日本史を含む「地理歴史」になります。「地理歴史」の教員免許状を取得するためには、「日本史」だけでなく、「外国史」「人文地理学及び自然地理学」「地誌」全ての分野の条件を満たす（必修科目、選択必修科目等を修得する）必要があります。

Q 『教科に関する専門的事項』に関する科目（「教科に関する科目」（2018年度以前入学者））の必修科目の時間割が重複していて、1つしか履修できません。この場合、どうしたら良いのでしょうか？

A 時間割が重複している場合は、どちらか1科目しか履修できません。今年度、履修できなかった科目は来年度以降に履修してください。

Q 『教科に関する専門的事項』に関する科目（「教科に関する科目」（2018年度以前入学者））は、学部と資格課程の両方で履修登録する必要があるのでしょうか？

A 必要ありません。学部開設の科目は学部で登録してください。

Q 「社会」と「地理歴史」で重複している授業科目は、両方の教科でカウントできるのですか？

A できます。「社会」と「地理歴史」の教員免許状を希望していても、同じ科目を2回履修する必要はありません。

Q 資格課程案内で『教科に関する専門的事項』（「教科に関する科目」（2018年度以前入学者））のページに記載されている「一般的包括的な内容」とは何ですか？

A 「一般的包括的な内容」とは、特定の領域に偏っておらず、学問領域をおおまかに網羅していることを指します。教員免許状を取得するためには、この「一般的包括的な内容」を含んでいる科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

⑤ 『大学が独自に設定する科目』（「教科又は教職に関する科目」（2018年度以前入学者））

Q 「教職専門科目」及び『教科に関する専門的事項』に関する科目の余剰単位を『大学が独自に設定する科目』にまわすことができるというのは、どういうことでしょうか？

A 例えば、公民の『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位を30単位修得した場合、『教科に関する専門的事項』に関する科目として必要な20単位を引いた10単位を『大学が独自に設定する科目』の単位としてカウントできるということです。この場合、教員免許状の取得要件単位は各教科ごとに計算されるという点に注意してください。つまり、公民の『教科に関する専門的事項』に関する科目の余剰単位10単位を、社会や地理歴史の『大学が独自に設定する科目』の単位にまわすことはできません。社会、地理歴史、公民は、それぞれ別の教科だからです。

★ 法・商・政治経済・経営学部生は「地理歴史」の免許要件を計算する際に、文学部史学地理学科生は「公民」の免許要件を計算する際に注意が必要です。

⑥ 外国語コミュニケーション科目

Q 「外国語コミュニケーション科目」とは、どの科目を指すのでしょうか？

A 入学年度の資格課程案内に一覧があるので確認してください。学部・学科及び入学年度によって該当する科目が異なります。該当科目と似たような科目もあるので、決して間違えないようくれぐれも注意してください。

Q 「外国語コミュニケーション科目」は資格課程と学部のどちらで登録すればよいのでしょうか？

A 学部で登録してください。学部で登録することで教員免許状取得の要件としてもカウントすることができます。登録方法は学部により異なります。所属する学部で確認してください。

⑦数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作《情報機器の操作（2018年度以前入学者）》

Q ICTベーシックの履修登録は、どのようにすればよいのでしょうか？

A 情報関係科目のシラバスに記載されている方法で登録してください。資格課程で登録することはできません。

⑧教育実習

Q 中学校と高校の両方の教員免許状を取得する場合、教育実習は両方で行わなければならないのでしょうか？

A どちらかで構いません。ただし、中学校の免許を希望している場合は、高校で実習を行う場合でも3週間以上の実習期間を確保しなければなりません。

Q 教育実習で授業を休んだ場合、成績評価の際に考慮してもらえるのでしょうか？

A 教育実習終了後、希望者には教育実習を行っていたという証明書を発行しますが、この証明書が、成績評価の際に考慮してもらえるかどうかは各授業の担当教員の判断によります。公欠扱いにはなりません。

Q 教育実習の実習校はどうやって決まるのでしょうか？

A 実習校は自分で探さなければなりません。大学からの紹介はありません。そのため、ほとんどの人が母校で実習を行っています。（明大付属校及び都内公立校卒業生が母校で実習をお願いする場合は、特別な手続きがあるので注意してください。）

Q 3年次の秋学期から留学を考えています。その場合、4年次の秋学期に教育実習へ行くことはできますか？

A できません。教育実習は、2年間にわたる科目だからです。3年次秋学期からの「教育実習Ⅰ」を履修・修得できない場合は、4年次に教育実習に行くことができません。

なお、留学を考えている場合は必ず事前に資格課程事務室へ申し出てください。

Q 教育実習と就職活動の期間が重なっているため教育実習の期間を変更することはできますか？

A できません。就職活動を理由とする教育実習期間の変更は一切認めていません。受け入れ先である実習校のスケジュールの中で受け入れ可能な期間として教育実習の期間を決めていただいているので、変更は迷惑がかかるためです。教員になることと、一般企業への就職で迷っている場合、教育実習については何よりも優先していただくこととなりますのでよく考えて教育実習に臨んでください。両立しようとしてどちらも中途半端にならぬよう、注意してください。

⑨介護等体験

Q 介護等体験とは、具体的にどのようなことをするのですか？

A 社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の計7日間の体験を行います。具体的な体験内容は受け入れ側に一任されていますが、一般的には、障害者や高齢者の介護・介助のほか、話相手になったり、散歩の付き添い等の交流体験、あるいは洗濯や掃除といった受け入れ施設の業務の補助等になります。

Q 介護等体験はいつできるのですか？

A 2年次からの実施になりますが、体験を希望する前年度までに前提科目（「特別支援教育概論（2016年度以降入学者）／障害児教育論（2015年度以前入学者）」または「福祉と社会教育」（2018年度以前入学者のみ））を修得しておくこと、所定の手続きを行うことが必要です。

Q 介護等体験中の授業の欠席の扱いはどうなるのですか？

A 介護等体験終了後、希望者には「介護等体験参加証明書」を発行します。ただし、教育実習と同様、介護等体験は公欠扱いにはならないので、この証明書を提出したことで欠席を考慮してもらえるかどうかは各担当教員の判断になります。

(3) 社会教育主事課程

Q 社会教育主事とは、どんな職業ですか？

A 社会教育主事とは、地域住民の多様な学習・文化活動を側面から援助することを目的として、主として都道府県と市区町村の教育委員会に配属されている社会教育行政の専門職のことです。

Q 1年以上社会教育主事補の職にあった者に社会教育主事の資格が生じるとはどういうことですか？

A 本学の社会教育主事課程を修了した段階では、あくまで社会教育主事になるための基礎資格を得ただけです。基礎資格を得た後、1年以上の実務経験を積んでから初めて社会教育主事の資格を取得することができます。

Q 1年間で社会教育主事課程を修了するための科目をすべて履修することはできますか？

A できます。（ただし、必修科目が同一曜日・時限に重複して開講されている場合はできません。）

Q 社会教育実習を行うための条件はありますか？

A 社会教育実習Aはありません。社会教育実習Bは、実習の前年度までに、「生涯学習概論」を修得しておく必要があります。

Q 教職課程の『大学が独自に設定する科目』（2018年度以前入学者は「教科又は教職に関する科目」）に社会教育主事課程の科目が多く含まれていますが、すべて共通して使えるのでしょうか？

A はい、すべて共通で使えます。教職課程の単位としても使うことができます。（社会教育主事課程を履修していない場合については、履修制限があります。）

Q 編入した場合の注意事項は何かありますか？

A 本学以外の大学の単位を使用し、社会教育主事課程の修了を希望する学生は、以前に在籍していた大学の社会教育主事課程の「単位修得証明書」を持参のうえ、資格課程の履修相談日に必ず申し出てください。（詳細は課程案内を参照してください。）

Q 社会教育主事の知識は、具体的にどのような就職先で生かすことができますか？

A 公民館や社会教育センター等の社会教育施設の他、児童館や福祉施設等で、その施設の活動や運営についての専門的・技術的なアドバイスをする際に役立ちます。また、学校教員や社会教育を主要な活動としている非営利民間団体（NPO法人）等でもこの課程で得た知識を活かすことができると考えられます。

Q 卒業後に専門職として採用される可能性はどの程度ありますか？

A 卒業後、すぐに社会教育主事の仕事に就くのはとても厳しいのが現状です。そのため、社会教育指導員という非常勤の職に就き、経験を積みながら採用の機会を探したり、公務員の一般職として就職し、その後社会教育主事の関係する部署に異動するケースが多いようです。

(4) 学芸員養成課程

Q 学芸員とは、どんな職業ですか？

A 学芸員とは、歴史・芸術・自然科学等の各種博物館で働く専門職員のことです。その主な仕事は、専門分野の調査・研究、資料の収集・整理・保存・展示、利用者への説明やアドバイス、地域住民に対する社会教育・生涯教育等があげられます。その他にも博物館の運営等の業務もあり、博物館全般の業務をこなします。

Q 1年間で学芸員の資格を取得することはできますか？

A できません。博物館実習（通年科目）を履修するには履修前年度までに前提科目を修得しておく必要があるため、最低でも2年間かかることになります。

Q 編入した場合の注意事項は何かありますか？

A 本学以外の大学の単位を使用し、学芸員養成課程の修了を希望する学生は、以前に在籍していた大学の学芸員養成課程の「単位修得証明書」を持参のうえ、資格課程の履修相談日に必ず申し出てください。（詳細は課程案内を参照してください。）

Q 博物館実習を行うための条件はありますか？

A あります。実習前年度までに、博物館学概論、博物館資料論、博物館展示論、博物館教育論を修得していないと博物館実習を履修することはできません。

Q 卒業後に専門職として採用される可能性はどの程度ありますか？

A 採用については、教員のような定期採用はありません。増員や欠員補充の場合に採用があります。博物館の新設がほとんどない現状では、学芸員としての採用は非常に厳しいと言わざるをえません。しかしながら、博物館でのアルバイトや嘱託職員として経験を積み、専門職として採用されたり、公務員の一般職から定期異動により学芸員として働いたりするケースもあるようです。博物館の専門知識に加えて、個々の専門分野についても高い知識を身につけることが何よりも必要でしょう。

(5) 司書課程

Q 司書とは、どんな職業ですか？

A 司書とは、主として都道府県や市町村立等の公立図書館において、専門的な仕事を行う職員のことです。その仕事の内容は、図書館資料の収集・分類・整理・貸出や返却業務、利用者から寄せられる図書館資料等の様々な質問に応えるレファレンスサービス等です。近年では、コンピュータを使っての文献検索や読書を通じての学習機会を援助する活動も行っています。

Q 司書課程を履修する際に特に注意することはどんなことですか？

A 本学の司書課程には、情報機器を利用して授業を行う科目が多々あります。このため、当課程を履修する人は、基礎的な情報リテラシー能力（特に、情報機器の操作能力）を事前に身に付けておいてください。

Q 1年間で司書課程を修了することはできますか？

A 原則できません。演習科目を履修するには、前提科目を修得しておく必要がありますので、司書課程を修了するためには通常、2年間かかることになります。

Q 司書課程の演習科目について、春学期に演習の前提科目を履修し、秋学期に演習科目を履修することはできますか？

A 原則できません。ただし、秋学期に開講する演習科目の履修者数に余裕がある場合のみ秋学期の授業開始前に、追加登録の受付をすることがあります。追加登録の受付を行う場合は、掲示でお知らせしますので、見落としのないように注意してください。

Q 希望するクラスを受講できない場合がありますか？

A あります。演習科目については、1クラスあたりの履修人数に制限を設けているため、抽選や先着順受付等を行ったうえ、履修者を決定します。手続きについては、掲示でお知らせしますので、見落としのないように注意してください。

Q 編入した場合の注意事項は何かありますか？

A 本学以外の大学の単位を使用し、司書課程の修了を希望する学生は、以前に在籍していた大学の司書課程の「単位修得証明書」を持参のうえ、資格課程の履修相談日に必ず申し出てください。（詳細は課程案内を参照してください。）

Q 資格を取得した人の就職先及び就職状況はどうですか？

A 主な就職先としてあげられるのは、各都道府県や市町村の公立図書館等の各種図書館です。公立図書館ならば各地方自治体が行う公務員試験を受験しなければなりません。これらの採用試験を通過するのは非常に厳しいのが現状ですが、専任あるいは非常勤の司書として働いている卒業生も徐々にできています。

(6) 司書教諭課程

Q 司書教諭とは、どんな職業ですか？

A 司書教諭とは、図書館資料の収集・提供・管理、生徒児童の読書や自発的な学習のサポートを行う「学校図書館」の専門的職務を掌る教諭のことです。なお、司書教諭とは、あくまで「教諭」であるため司書教諭課程の必修科目を修得し司書教諭講習修了証書を取得するだけでなく、教員免許状を有しなければなりません。

Q 司書教諭課程だけを履修することはできますか？

A できません。司書教諭とは、教員免許状を所持して初めて効力が生じる資格です。そのため、当課程を履修するには、併せて教職課程を履修する必要があります。

Q 司書教諭課程を履修すると、どんなメリットがありますか？

A 司書教諭の資格が取得できることはもちろんですが、当課程を履修することによって、どの教科の担当においても不可欠な読書指導や自主学習を支援する理論や方法の修得も期待でき、結果として、教員としての資質拡大につながるでしょう。また、当課程の全科目は、教職課程の『大学が独自に設定する科目』（2018年度以前入学者は「教科又は教職に関する科目」）の単位として計上することもできます。（司書教諭課程を履修していない場合については、履修制限があります。）

Q 司書教諭資格を取得するためには、何か手続きが必要ですか？

A 司書教諭の修了要件を満たした者には文部科学大臣が同資格の証明として「司書教諭講習修了証書」を授与します。この「司書教諭講習修了証書」を取得するには、必修科目の単位を修得するだけでなく、講習修了証書の申請手続きを別途行う必要があります。申請手続の日程等については、6月頃に資格課程のホームページでお知らせしますので、見落としのないように注意してください。

Q 編入した場合の注意事項は何かありますか？

A 本学以外の大学の単位を使用し、司書教諭課程の修了を希望する学生は、以前に在籍していた大学の司書教諭課程の「単位修得証明書」を持参のうえ、資格課程の履修相談日に必ず申し出てください。（詳細は課程案内を参照してください）